

亀山市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年9月4日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

加太金場自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 西川 昭生

亀山市関町金場744番地1

変更後 西川 進

亀山市関町金場745番地3

3 変更の年月日

平成27年4月1日

4 変更の理由

任期満了による